平成２２年（フ）第７５６３号
大阪府豊中市島江町１丁目３番11―803号
債務者　細山田美紀
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４０号
大阪市城東区古市３丁目８番９―301号
債務者　杉浦のぶ子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４７号
大阪市西淀川区大野１丁目４番13号　セオラー大野501号室
債務者　水島　清光
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４３号
大阪市浪速区恵美須東１丁目１番９号
債務者　有藤たまきこと　河　　玉姫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３２号
大阪府豊中市利倉３丁目10番７―303号
債務者　瀧崎佐登美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８０号
大阪市天王寺区大道４丁目１番８号　ベルメゾンナカエ３Ｄ
債務者　重田　栄一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２９号
大阪市此花区西九条２丁目12番１―303号
債務者　中地　真里
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９１号
大阪市港区磯路２丁目２番20号　サニーハイツ302号
債務者　小松　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５２号
大阪府箕面市小野原東５丁目２番41―404号
債務者　片山　京子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５５号
大阪府摂津市正雀本町１丁目１番17号
債務者　野原　陽子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７８号
大阪市住吉区苅田４丁目８番３―805号
債務者　柴田　正徳
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８０号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の184
債務者　中村　　都
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１８７号
大阪市西成区花園北２丁目12番10号　春日マンション103号
債務者　髙垣美佐子（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６９号
大阪市大正区泉尾３丁目３番７号　ハイグレード泉尾303号
債務者　岸上　講平
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５０号
大阪府東大阪市森河内東１丁目15番24号
債務者　改田千惠子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５３号
大阪府吹田市寿町２丁目23番21号
債務者　植川　喜人
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５４号
大阪府守口市金田町３丁目35番17号
債務者　田村　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６８号
大阪市港区池島２丁目１番35―406号
債務者　渡邉　照美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部